

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第128期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 上杉 雅彦
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	079（223）1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 永井 勝浩
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	079（223）1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 永井 勝浩
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第127期 第3四半期連結 累計期間	第128期 第3四半期連結 累計期間	第127期 第3四半期連結 会計期間	第128期 第3四半期連結 会計期間	第127期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	29,811	30,519	10,085	10,299	39,471
経常利益(百万円)	1,215	1,204	360	439	1,391
四半期(当期)純利益(百万円)	694	880	255	368	1,392
純資産額(百万円)	-	-	28,711	29,968	29,363
総資産額(百万円)	-	-	43,752	44,736	44,752
1株当たり純資産額(円)	-	-	940.47	990.40	970.17
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	22.81	29.20	8.40	12.23	45.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	65.41	66.77	65.40
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	3,579	3,628	-	-	4,703
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,222	2,309	-	-	3,015
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	658	645	-	-	1,275
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	6,383	6,769	6,096
従業員数(人)	-	-	3,157	3,144	3,144

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,144 (1,275)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員を含み、使用人兼務役員を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,428 (83)
---------	------------

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員を含み、使用人兼務役員、関係会社への出向者を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、サービス業を主体とし、その生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、また受注生産を行わない業種・業態であるため、生産実績・受注状況にかえて各セグメントの大半を占める提出会社及び特定の子会社の状況を(2)その他の状況として記載するとともに、「4.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメントの業績に関連付けて示しております。

(注)第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号(平成21年3月27日))を適用しております。前年同四半期比は、同基準に準拠し算出したものを参考として記載しております。

(1)販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
自動車運送(百万円)	5,115	99.8
車両物販・整備(百万円)	1,084	98.5
業務受託(百万円)	696	115.7
不動産(百万円)	945	133.2
レジャーサービス(百万円)	2,270	96.5
報告セグメント計(百万円)	10,112	102.2
その他(百万円)	187	97.0
合計(百万円)	10,299	102.1

(注)1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。又、セグメント間の取引については消去しております。
 2.当第3四半期連結会計期間において、総販売実績の100分の10以上の相手先はありません。

(2)その他の状況

自動車運送

会社名	事業内容等	単位	当第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比 (%)
神姫バス(株)	一般乗合旅客・車両数(注)	両	771	98.7
	同・輸送人員 (注)	千人	10,783	101.0
神姫観光バス(株)及び神姫 バス(株)	一般貸切旅客・車両数(注)	両	144	98.0
	同・延実働車両数	両	8,859	100.4

(注)一般乗合旅客・車両数のうちリース車両は62両であります。また、一般貸切旅客・車両数のうちリース車両は60両であります。

また、一般乗合旅客・車両数及び輸送人員のうちには、特定旅客に対するものが44両、294千人含まれておりません。

車両物販・整備

会社名	事業内容等	単位	当第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比 (%)
神姫産業(株)	自動車部品・タイヤ仕入高	百万円	804	101.5
神姫商工(株)	自動車整備・車検台数	台	1,047	91.4
	自動車販売・販売台数	台	58	141.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

業務受託

会社名	事業内容等	単位	当第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比 (%)
(株)ホープ及び(株)アスカ	運行管理・延受託車両数	両	913	105.4

不動産

会社名	事業内容等	単位	当第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比 (%)
神姫バス(株)	土地分譲・区画数	区画	14	(+6区画)175.0
	賃貸料	百万円	459	102.5
(株)エルテオ・ホーム	土地分譲・区画数	区画	3	(+3区画)-
	建物販売・戸数	戸	12	200.0

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

レジャーサービス

会社名	事業内容等	単位	当第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比 (%)
神姫バス(株)	遊技場・機械台数(設置台数)	台	603	100.0
	遊技場・入場者数	人	178,482	86.4
	旅行業・ツアー集客数	人	31,031	100.6
	レンタル業・会員数	人	110,738	118.6
シンキ興業(株)	飲食業・仕入高 (売店の物販を含む)	百万円	427	100.7

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

その他

会社名	事業内容等	単位	当第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比 (%)
神姫クリエイト(株)	物品販売・仕入高	百万円	75	86.2

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、景気は緩やかに回復しつつあるものの改善の動きは弱く、依然として雇用不安や消費低迷から内需全般において自律的な回復が乏しい状況が続くなど、不安定で先行きが不透明な中で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社グループは、「CSR活動の更なる推進」と、成長分野へのチャレンジ、グループ内外との連携強化などを中心とした「21世紀型のグループ経営」を柱として、安全と信頼及び収益の確保に努めてまいりました。結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は前年同期比214百万円（2.1%）増の10,299百万円、営業利益は前年同期比59百万円（17.4%）増の401百万円、経常利益は前年同期比78百万円（21.8%）増の439百万円、四半期純利益は前年同期比113百万円（44.3%）増の368百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。なお、売上高はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

（注）第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号（平成21年3月27日））を適用しております。前年同四半期比は、同基準に準拠し算出したものを参考として記載しております。

自動車運送

乗合バス部門は、既存路線における乗客数は減少傾向で推移しましたが、公営バスからの路線譲受等により増収となりました。貸切バス部門は、団体旅行の減少による稼働減に加え、同業他社との価格競争による単価下落により減収となりました。また、タクシー部門におきましても、景気低迷により利用は減少傾向で推移いたしました。以上の結果、売上高は前年同期比9百万円（0.2%）減の5,136百万円、営業損益は燃料費の増加も加わり43百万円（-48.2%）悪化し、134百万円の営業損失となりました。

車両物販・整備

整備部門は、大型車の車検台数や事故修理が増加したことに加え、バス搭載機器の取付が増加したこと等により増収となりました。車両物販部門は、新車購入補助制度が終了したことによる影響などにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比32百万円（2.1%）増の1,623百万円、営業利益は15百万円（17.6%）増の106百万円となりました。

業務受託

経営受託部門は、新たにスポーツ施設等の運営を受託したことにより増収となりました。また、車両運行管理部門は、姫路市等の自治体との契約が順調に獲得出来たことにより増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比92百万円（15.1%）増の706百万円、営業利益は前年同期比17百万円（41.5%）増の59百万円となりました。

不動産

賃貸部門は、一部既存商業施設の賃貸料減額はありましたが、新たに取得した賃貸施設が収入の確保に寄与し増収となりました。また、販売部門は、分譲地販売区画数及び建物販売戸数が増加したことにより、特販部門は、建築請負工事が増加したことにより増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比217百万円（27.2%）増の1,018百万円、営業利益は前年同期比14百万円（4.9%）増の311百万円となりました。

レジャーサービス

飲食部門は、カフェ店の新規出店に加え、前年同期にサービスエリア事業において店舗改装に伴う休業期間があったことなどにより増収となりました。旅行部門は、前年12月に比べ降雪が少なかったためスキーツアーの出足が低調でしたが、大口団体の受注確保により前年同期並となりました。また、レンタル部門は、競合店の価格競争の影響を受け苦戦を強いられましたが、前年同期に出店しましたT S U T A Y A太子店の会員数が増加したことなどにより増収となりました。遊技場部門は、遊技者人口の減少や近隣店との競合により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比83百万円（3.5%）減の2,327百万円、営業利益は56百万円（前年同期はレンタル部門の新規出店に伴う初期投資費用の計上等により営業損失0百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末に比べ464百万円増加し、6,769百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、税金等調整前四半期純利益619百万円に非資金項目である減価償却費等を調整した結果、前年同期比50百万円（6.6%）増の815百万円となりました。これは主に、分譲土地建物の販売による資金収入が増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比926百万円（68.5%）減の426百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、前年同期比110百万円（59.3%）減の75百万円となりました。これは主に、短期借入れによる収入が減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識したうえで、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の向上を図ることを目指しております。

当社は、特定の株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、近時の資本市場においては、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な当社株券等の買付行為等（以下、「買付行為」といいます。）を強行するといった事態が生じています。今後もこうした買付行為を行う者（以下、「買付者」といいます。）による買付行為が十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の増大のために、積極的な増収・増益策の実施、コスト管理の強化、経営資源の有効活用を推進し、かつ社会的責任を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CS（顧客満足）推進、(e)環境対策及び社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期計画によって遂行されております。当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営を目指しております。

更に、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高及び経常利益の増大、及び不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

加えて、当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の当社第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役9名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

更に、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3人体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名及び社外監査役3名の計4人体制に変更し、監査機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み

当社取締役会は、買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。しかしながら、限られた期間内で買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様にご判断材料としての必要かつ十分な情報をご提供することが困難であります。

よって、当社取締役会では買付行為の是非を直接的かつ時間をかけてご判断いただく機会として株主総会を開催することが合理的であると考え、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付け期間として買付者に要請することが、株主共同の利益の確保・向上の実現に資するものと考えております。

また、公開買付け以外の方法による買付行為についても、当該買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、基本方針に照らして不適切な支配の防止のため、当社取締役会は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）を定め、旧対応方針に関する定款変更とともに、第123回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました。旧対応方針の有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第126回定時株主総会（以下、「第126回定時株主総会」といいます。）までとなっていました。旧対応方針の内容を一部変更のうえ継続する旨の議案を第126回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、継続後の旧対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、今後、大規模買付行為については、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けが行われるべきことを大規模買付者に対して求めることとしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付け期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得する場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、当該大規模買付情報を株主の皆様にご提供したうえで、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただきます。但し、時間的、物理的に株主総会招集通知に同封してお送りすることが困難な場合には当社ホームページ（<http://www.shinkibus.co.jp/>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合がございます。

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、取得した大規模買付情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルールに従って、公開買付けが実施された場合には、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

公開買付けの方法による大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、大規模買付者及び当社取締役会が定める一定の者は行使できないという内容の行使条件及びこれらの者以外の株主の皆様からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を上程します。

公開買付け以外の方法による大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、株主の皆様に対して、大規模買付情報を提供するほか、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、対抗措置の発動はいたしません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の条件を全て満たす場合を除き、対抗措置として、上記の内容の新株予約権の無償割当ての決議を行います。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記「2. 基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び 当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、当該取組みは、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当該取組みは、第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更議案及び旧対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、その継続について、第126回定時株主総会においてご承認いただいております。今後本対応方針を一部変更、継続する場合は、定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、大規模買付ルールに従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗措置を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、有効期間を平成24年開催の定時株主総会までとし、その継続について改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、当社定款に基づき、当社取締役会は、いつでも当該取組みを廃止することができること、第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映することができることから、株主の皆様のご意思をより直接的に反映する仕組みとなっております。

また、当該取組みは、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

更に、当該取組みは、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができ、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策又はスロー・ハンド型のいずれでもありません。

以上の理由により、上記「3. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

該当する事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設等のうち、当第3四半期連結会計期間中に完了したものは次の通りであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	資金調達方法	着手年月	完了年月	金額 (百万円)	完成後の 増加能力
神姫バス(株)	兵庫県内各 営業所	自動車運送	乗合バス12両 の代替	自己資金	平成22年10月	平成22年12月	121	-

(注) 上記金額は、消費税等を含んでおりません。

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,860,000	30,860,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	30,860,000	30,860,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	30,860,000	-	3,140	-	2,235

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
 ん。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、
 記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をして
 おります。

【発行済株式】

(平成22年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 695,000 (相互保有株式) 普通株式 37,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,681,000	29,681	同上
単元未満株式	普通株式 447,000	-	-
発行済株式総数	30,860,000	-	-
総株主の議決権	-	29,681	-

(注)「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式及び相互保有株式が次の通り含まれております。

自己株式	921株
相互保有株式	
菱油商事株式会社	725株

【自己株式等】

(平成22年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅前町1番地	695,000	-	695,000	2.26
(相互保有株式) 菱油商事株式会社	神戸市兵庫区駅南通1丁目1番11号	37,000	-	37,000	0.12
計	-	732,000	-	732,000	2.38

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	610	610	615	627	620	650	601	620	595
最低(円)	600	595	600	600	606	602	585	580	540

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,342	6,535
受取手形及び売掛金	1,615	1,678
未収運賃	542	712
有価証券	110	120
商品及び製品	381	355
仕掛品	86	76
分譲土地建物	1,110	1,453
原材料及び貯蔵品	102	104
その他	929	1,581
貸倒引当金	16	23
流動資産合計	12,203	12,594
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	21,928	21,299
減価償却累計額	14,861	14,422
建物及び構築物(純額)	7,067	6,876
機械装置及び工具器具備品	2,546	2,549
減価償却累計額	2,095	2,071
機械装置及び工具器具備品(純額)	451	478
車両運搬具	13,080	13,512
減価償却累計額	10,940	11,115
車両運搬具(純額)	2,139	2,397
土地	15,072	14,672
リース資産	2,554	1,868
減価償却累計額	677	362
リース資産(純額)	1,877	1,506
建設仮勘定	56	82
有形固定資産合計	26,664	26,013
無形固定資産		
施設利用権	196	171
無形固定資産合計	196	171
投資その他の資産		
投資有価証券	3,228	3,352
その他	2,489	2,667
貸倒引当金	46	47
投資その他の資産合計	5,671	5,973
固定資産合計	32,532	32,158
資産合計	44,736	44,752

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,092	1,080
短期借入金	835	385
1年内返済予定の長期借入金	545	990
リース債務	490	360
未払金	2,493	2,465
未払法人税等	209	730
未払消費税等	-	152
事故補償引当金	21	21
賞与引当金	602	844
役員賞与引当金	-	80
過年度雑収計上旅行券引当金	12	12
その他	1,948	1,498
流動負債合計	8,252	8,621
固定負債		
長期借入金	1,407	1,582
リース債務	1,471	1,216
退職給付引当金	521	481
役員退職慰労引当金	324	323
受入保証金	1,693	2,114
負ののれん	6	8
その他	1,090	1,041
固定負債合計	6,515	6,767
負債合計	14,767	15,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,235	2,235
利益剰余金	24,127	23,397
自己株式	414	409
株主資本合計	29,088	28,363
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	783	906
評価・換算差額等合計	783	906
少数株主持分	96	94
純資産合計	29,968	29,363
負債純資産合計	44,736	44,752

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	29,811	30,519
売上原価	22,249	22,860
売上総利益	7,561	7,658
販売費及び一般管理費	6,413	6,545
営業利益	1,148	1,113
営業外収益		
受取利息	20	17
受取配当金	37	33
持分法による投資利益	5	9
その他	86	97
営業外収益合計	149	157
営業外費用		
支払利息	33	24
固定資産除却損	25	24
その他	22	16
営業外費用合計	82	66
経常利益	1,215	1,204
特別利益		
路線維持費補助金等	6	33
運行補償金	97	291
解約保証金等受入益	-	457
特別利益合計	103	782
特別損失		
固定資産圧縮損	0	83
減損損失	-	212
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	109
特別損失合計	0	405
税金等調整前四半期純利益	1,319	1,582
法人税等	622	699
少数株主損益調整前四半期純利益	-	883
少数株主利益	2	2
四半期純利益	694	880

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	10,085	10,299
売上原価	7,585	7,727
売上総利益	2,500	2,572
販売費及び一般管理費	2,158	2,171
営業利益	341	401
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	14	15
持分法による投資利益	0	1
その他	24	38
営業外収益合計	45	61
営業外費用		
支払利息	10	6
固定資産除却損	9	10
その他	5	5
営業外費用合計	26	22
経常利益	360	439
特別利益		
路線維持費補助金等	6	33
運行補償金	77	154
特別利益合計	83	188
特別損失		
固定資産圧縮損	0	8
特別損失合計	0	8
税金等調整前四半期純利益	444	619
法人税等	187	249
少数株主損益調整前四半期純利益	-	369
少数株主利益	1	1
四半期純利益	255	368

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,319	1,582
減価償却費	1,486	1,734
減損損失	-	212
賞与引当金の増減額(は減少)	187	242
役員賞与引当金の増減額(は減少)	84	80
受取利息及び受取配当金	57	50
支払利息	33	24
持分法による投資損益(は益)	5	9
有形固定資産除却損	83	66
解約保証金等受入益	-	457
売上債権の増減額(は増加)	338	232
たな卸資産の増減額(は増加)	55	344
仕入債務の増減額(は減少)	24	12
未払金の増減額(は減少)	219	85
未払消費税等の増減額(は減少)	146	120
その他	1,311	1,541
小計	4,278	4,875
利息及び配当金の受取額	57	50
利息の支払額	33	25
法人税等の支払額	722	1,272
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,579	3,628
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	125	179
有形固定資産の取得による支出	2,197	2,093
その他	100	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,222	2,309
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	894	909
短期借入金の返済による支出	491	459
長期借入れによる収入	-	200
長期借入金の返済による支出	700	820
配当金の支払額	152	150
少数株主への配当金の支払額	0	0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	185	331
その他	22	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	658	645
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	699	672
現金及び現金同等物の期首残高	5,684	6,096
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,383	6,769

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ3百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は113百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は145百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積りを考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算出しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																								
<p>主要な費目は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>給料・手当等</td><td>3,567百万円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td>666百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>170百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td>199百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>204百万円</td></tr> </table>	給料・手当等	3,567百万円	施設使用料	666百万円	賞与引当金繰入額	170百万円	退職給付引当金繰入額	199百万円	役員退職慰労引当金繰入額	45百万円	減価償却費	204百万円	<p>主要な費目は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>給料・手当等</td><td>3,673百万円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td>661百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>154百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td>191百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>213百万円</td></tr> </table>	給料・手当等	3,673百万円	施設使用料	661百万円	賞与引当金繰入額	154百万円	退職給付引当金繰入額	191百万円	役員退職慰労引当金繰入額	46百万円	減価償却費	213百万円
給料・手当等	3,567百万円																								
施設使用料	666百万円																								
賞与引当金繰入額	170百万円																								
退職給付引当金繰入額	199百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	45百万円																								
減価償却費	204百万円																								
給料・手当等	3,673百万円																								
施設使用料	661百万円																								
賞与引当金繰入額	154百万円																								
退職給付引当金繰入額	191百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	46百万円																								
減価償却費	213百万円																								

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																								
<p>主要な費目は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>給料・手当等</td><td>1,121百万円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td>215百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>132百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>67百万円</td></tr> </table>	給料・手当等	1,121百万円	施設使用料	215百万円	賞与引当金繰入額	132百万円	退職給付引当金繰入額	67百万円	役員退職慰労引当金繰入額	14百万円	減価償却費	67百万円	<p>主要な費目は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>給料・手当等</td><td>1,166百万円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td>210百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>69百万円</td></tr> </table>	給料・手当等	1,166百万円	施設使用料	210百万円	賞与引当金繰入額	112百万円	退職給付引当金繰入額	63百万円	役員退職慰労引当金繰入額	14百万円	減価償却費	69百万円
給料・手当等	1,121百万円																								
施設使用料	215百万円																								
賞与引当金繰入額	132百万円																								
退職給付引当金繰入額	67百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	14百万円																								
減価償却費	67百万円																								
給料・手当等	1,166百万円																								
施設使用料	210百万円																								
賞与引当金繰入額	112百万円																								
退職給付引当金繰入額	63百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	14百万円																								
減価償却費	69百万円																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)												
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>6,808</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>425</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>6,383</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	6,808	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	425	現金及び現金同等物	6,383	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>7,342</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>572</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>6,769</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	7,342	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	572	現金及び現金同等物	6,769
現金及び預金勘定	6,808												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	425												
現金及び現金同等物	6,383												
現金及び預金勘定	7,342												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	572												
現金及び現金同等物	6,769												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 30,860,000株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 698,642株
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	自動車運 送事業 (百万円)	車両物販 ・整備業 (百万円)	業務受託 ・介護事 業 (百万円)	不動産業 (百万円)	レジャー サービス 業 (百万円)	その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	5,125	1,101	602	710	2,353	193	10,085	-	10,085
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	19	489	11	90	57	134	803	(803)	-
計	5,145	1,591	613	800	2,410	328	10,889	(803)	10,085
営業利益又は営業損失()	90	90	42	297	0	7	345	(4)	341

(注) 1. 事業区分は、機能別かつ内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 自動車運送事業.....一般乗合・貸切・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託
- (2) 車両物販・整備業.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
- (3) 業務受託・介護事業.....自動車の運転・保守管理、経営受託、介護
- (4) 不動産業.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理
- (5) レジャーサービス業.....高速道売店等における物販を含む飲食業、遊技場、旅行業、レンタル業
- (6) その他事業.....食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備

3. 営業費用は、全額各セグメントに配賦しており、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	自動車運 送事業 (百万円)	車両物販 ・整備業 (百万円)	業務受託 ・介護事 業 (百万円)	不動産業 (百万円)	レジャー サービス 業 (百万円)	その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	15,010	3,162	1,833	2,089	7,148	566	29,811	-	29,811
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	58	1,330	34	336	150	397	2,309	(2,309)	-
計	15,069	4,493	1,867	2,425	7,299	963	32,120	(2,309)	29,811
営業利益又は営業損失()	279	221	176	962	47	41	1,169	(20)	1,148

(注) 1. 事業区分は、機能別かつ内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 自動車運送事業.....一般乗合・貸切・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託
- (2) 車両物販・整備業.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
- (3) 業務受託・介護事業.....自動車の運転・保守管理、経営受託、介護
- (4) 不動産業.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理
- (5) レジャーサービス業.....高速道売店等における物販を含む飲食業、遊技場、旅行業、レンタル業
- (6) その他事業.....食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備

3. 営業費用は、全額各セグメントに配賦しており、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、グループの経営機能を担う当社の下、「自動車運送」、「車両物販・整備」、「業務受託」、「不動産」、「レジャーサービス」の5つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な事業内容は以下の通りです。

自動車運送.....一般乗合・貸切・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道業

車両物販・整備.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理

業務受託.....自動車の運転・保守管理、経営受託、介護

不動産.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理

レジャーサービス.....高速道売店等における物販を含む飲食業、遊技場、旅行業、レンタル業

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	計		
売上高								
外部顧客への売上高	15,146	3,266	2,120	2,558	6,862	29,953	566	30,519
セグメント間の内部売上 高又は振替高	60	1,423	30	282	144	1,942	406	2,348
計	15,206	4,689	2,151	2,840	7,007	31,896	972	32,868
セグメント利益又はセグメン ト損失()	296	257	210	902	42	1,116	28	1,145

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	計		
売上高								
外部顧客への売上高	5,115	1,084	696	945	2,270	10,112	187	10,299
セグメント間の内部売上 高又は振替高	20	539	10	72	56	699	135	834
計	5,136	1,623	706	1,018	2,327	10,811	323	11,134
セグメント利益又はセグメン ト損失()	134	106	59	311	56	400	3	404

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	1,116
「その他」の区分の利益	28
セグメント間取引消去	31
四半期連結損益計算書の営業利益	1,113

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	400
「その他」の区分の利益	3
セグメント間取引消去	2
四半期連結損益計算書の営業利益	401

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	990.40円	1株当たり純資産額	970.17円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	22.81円	1株当たり四半期純利益金額	29.20円
(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	694	880
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	694	880
期中平均株式数(千株)	30,433	30,164

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	8.40円	1株当たり四半期純利益金額	12.23円
(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	255	368
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	255	368
期中平均株式数(千株)	30,431	30,162

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当について

平成22年11月5日開催の取締役会において、第128期の中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....75百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月7日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

その他

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 和文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。